## 福島県立医科大学 志らぎく会 会則

改正 昭和57年5月22日 会則 第1条 追加 昭和57年5月22日 会則 第6条5項 追加 平成元年7月15日 会則 第6条1項・2号 改正 平成元年7月15日 会則 第6条2項

(名 称)

第1条 本会は、福島県立医科大学志らぎく会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所を福島県立医科大学医学部神経解剖・発生学講座内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、会員の健康の維持・増進を図るとともに、医学の発達に寄与するため、福島県立医科大学に、みずからの遺体を寄贈することを目的とする。

(事業)

- 第4条 本会の目的達成のため、次の事業を行う。
  - (1) 健康の維持・増進を目的とする医学知識の普及並びに会員相互の親陸を図る。
  - (2) 正常解剖のための献体運動についての広報活動。
  - (3) 会報の発行。
  - (4) その他本会の目的達成に必要な事業。

(会 員)

- 第5条 本会の目的に賛同し、みずからの遺体を寄贈する目的をもって入会を申し出た者を会員とする。
  - 2 会員の入会は、本人並びに入会に同意した家族若しくは之に準ずる者が署名 捺印した入会申込書の提出により随時行う。
  - 3 会員には、会員証を交付する。
  - 4 会員は希望により退会することができる。

(役 員)

- 第6条 本会に次の役員を置く。
  - (1) 理事長 1 名
  - (2) 副理事長 若干名

- (3) 理 事 若干名
- (4) 監事 若干名
- 2 理事長並びに副理事長は、理事の互選により定める。理事長は、本会を代表 し、会務を総理する。

副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故あるときは会務を代行する。

- 3 理事は、会員の互選により定め、会務を分担する。
- 4 監事は、理事の協議を経て理事長が委嘱し、会務を監理する。
- 5 役員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により補充された役員の任期は、前任者残任期間とする。

(顧 問)

- 第7条 本会に顧問若干名を置くことができる。
  - 2 顧問は、理事の協議を経て理事長が委嘱する。

(書 記)

- 第8条 本会に書記若干名を置く。
  - 2 書記は、本会の事務を処理する。

(経 費)

第9条 本会の経費は、補助金、寄附金その他をもってあてる。

(その他)

第10条 この会則に定めない事項の執行については、その重要なものは会員の合議の うえ定めるが、軽微な事項については、理事の協議を経て、理事長が定める。

附 則

この会則は、昭和55年11月12日から施行する。